

神崎町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	6,525	2,828,265	274,024	621,644	21.9	20.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
24年度	67	269,716	32,384	96,838	398,938	5,954	5,537

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

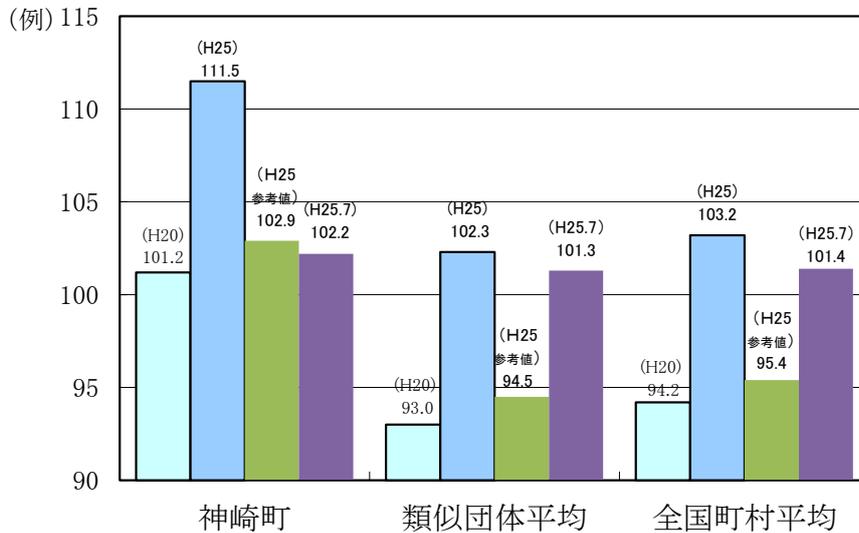
(3) 特記事項

給与等の減額措置

厳しい財政状況を踏まえ、次のとおり給料等の減額措置を行っています。

抑制措置	実施期間	内容
特別職の給料の減額	平成24年4月1日～平成26年3月31日	町長28%、副町長15%、教育長15%

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考地」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の数値です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告(改定率) %		
24年度					改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告(改定月数) 月		
24年度					3.95	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神崎町	43.8 歳	351,134 円	391,582 円	372,530 円
千葉県	43.1 歳	339,336 円	429,810 円	387,879 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446 円)	—	376,257 円 (405,463 円)
類似団体	42.8 歳	312,396 円	354,333 円	338,428 円

②技能労務職

区分	公務員					民間		参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
神崎町	46.2 歳	9 人	283,967 円	299,144 円	289,578 円	—	—	—	—
うち学校給食調理員	41.8 歳	3 人	263,433 円	277,940 円	275,933 円	調理士	44.0 歳	273,900 円	1.01
うち用務員	45.4 歳	2 人	269,000 円	269,000 円	269,000 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.32
千葉県	51.8 歳	584 人	326,514 円	381,507 円	361,276 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850 円)	—	309,534 円 (325,400 円)	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	6 人	271,309 円	293,088 円	282,229 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (c)	民間 (D)	C/D
神崎町	—	—	—
うち学校給食調理員	4,195,715	3,679,400	1.14
うち用務員	4,280,228	2,809,400	1.52

*民間データは、賃金構造基本統計調査(賃金センサス)において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)
 *技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 *期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 *平均給与月額は賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」、年収ベースは「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに年間賞与の額を加えた試算値。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神崎町	41.8 歳	339,429 円	407,756 円	357,209 円
国	43.3 歳	345,923 円 (374,068 円)	—	412,410 円 (444,869 円)
類似団体	40.8 歳	300,229 円	353,786 円	324,964 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いた)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		神崎町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	135,600円	141,900円	—
	中学卒	—	129,200円	—

(注) 国家公務員欄は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

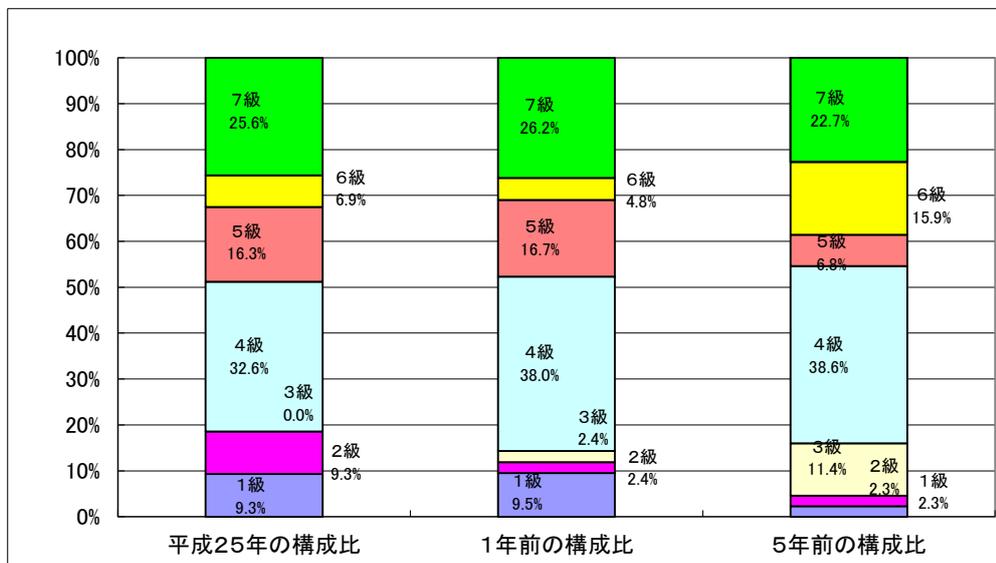
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	387,500円	—
	高校卒	—	322,500円	365,900円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	4 人	9.3 %
2 級	主事・技師	4 人	9.3 %
3 級	主任主事・主任技師	0 人	0.0 %
4 級	副主査	14 人	32.6 %
5 級	係長・副主査	7 人	16.3 %
6 級	課長補佐・室長補佐	3 人	6.9 %
7 級	参事・課長・局長・主幹	11 人	25.6 %

- (注) 1 神崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の3級及び4級を統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
人事評価未実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況
人事評価が未実施であるため、昇給区分に差をもうけていない。

*人事評価制度試行中であり、構築に向け取り組んでいる。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 崎 町		千 葉 県		国	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,396 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,637 千円		—	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

休業等の場合は期間率により調整。勤務評定未実施。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

神 崎 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~20%加算			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 0 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

*本町は地域手当を支給していません。

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	一般行政職・看護保健職	伝染病・家畜伝染病予防業務	日額400円
行路病死入取扱手当	一般行政職	行路病死入取扱業務	1件当たり1100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	17,114 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	290 千円
支給実績(23年度決算)	14,291 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	242 千円

*水道事業(公営企業会計)を除く

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	●配偶者13,000円 ●配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 16歳~22歳までの子 1人5,000円加算	同		7,975 千円	234,544 円
住居手当	●借家の場合 家賃12,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給(27,000円限度)	同		1,574 千円	262,250 円
通勤手当	●電車バス利用の場合 6ヶ月分の定期代全額支給 ●乗用車等を使用の場合 使用距離に応じて2000円から32,330円を支給	異	定期の限度額55,000円 乗用車等の限度額24,500円	3,912 千円	78,240 円
管理職手当	管理職員に対し22,000円の定額を支給	異	支給区分・支給額の相違	3,432 千円	286,000 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4200円	同		1,315 千円	24,804 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務したとき1時間につき給与額の135%を支給	同		280 千円	4,740 円

*水道事業(公営企業会計)を除く

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	540,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(750,000 円)	850,000 円/	370,000 円
	副市町村長	484,500 円		
		(570,000 円)	675,000 円/	360,000 円
報 酬	議 長	231,000 円	360,000 円/ 205,000 円	
	副 議 長	(193,000 円)	320,000 円/ 164,900 円	
	議 員	(174,000 円)	300,000 円/ 145,500 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村 長	(24年度支給割合) 3.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 3.0 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村 長	54万円×在職月数×0.35 484,500円×在職月数×0.25	9,072,000 円 5,814,000 円	任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

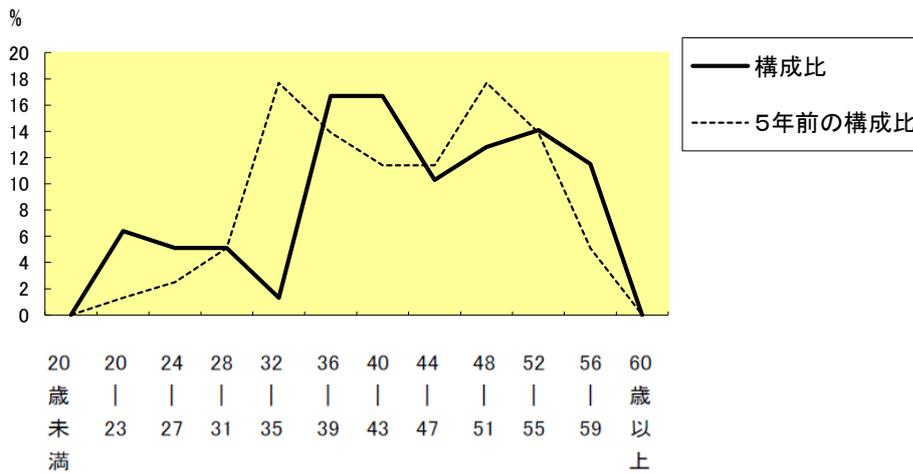
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議 会	1	1	1	道の駅建設事業に伴う業務増
	総務企画	17	17		
	税 務	5	5		
	民 生	20	20		
	衛 生	5	5		
一般行政部門	勞 働	0	0	1	道の駅建設事業に伴う業務増
	農林水産	4	5		
	商 工	0	0		
	土 木	4	4		
	小 計	56	57	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 99.99 人)
	教育部門	12	12		
	小 計	68	69	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.37 人)
公営企業等	水 道	5	6	1	東日本大震災の被害による浄水場建設事業に伴う業務増
	国 保	2	2		
	介護保険	2	2		
	小 計	9	10		
合 計		77	79	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.54 人
		[113]	[113]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	4人	4人	1人	13人	13人	8人	10人	11人	9人	0人	78人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	57	56	57	56	57	1 (1.8%)
教育	14	13	12	12	12	12	△2 (△14.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計	70	70	68	69	68	69	△1 (△1.43%)
公営企業等会計	10	10	9	9	9	10	0 (0%)
総合計	80	80	77	78	77	79	△1 (△1.25%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

(税抜)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 133,671	千円 23,676	千円 26,733	% 20.0	% 20.4

(税込)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	5人 (うち1人 一般会計兼務)	千円 18,064	千円 2,044	千円 6,493	千円 26,601	千円 6,650

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。兼務職員分は一般会計で支出

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神崎町	49.3歳	393,766円	535,739円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円
事業者	—歳		

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神崎町	神崎町(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(24年度)	1人当たり平均支給額(24年度)	1人当たり平均支給額(24年度)
1,710千円	1,530千円	1,476千円
(24年度支給割合)	(24年度支給割合)	(24年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60月分 1.35月分	2.60月分 1.35月分	-月分 -月分
(1.45)月分 (0.65)月分	(1.45)月分 (0.65)月分	(-)月分 (-)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 -

イ 退職手当(25年4月1日現在)

※一般行政職と同内容

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

*本町は、地域手当を支給していません。

エ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	903千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	226千円
支給実績(23年度決算)	1,086千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	272千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(25年4月1日現在)

※一般行政職と同内容